

令和8年度 杉並区立和田小学校 いじめ防止基本方針

I 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、人権に関わる重大な問題である。学校は、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。その際、保護者、地域住民ならびに関係機関との連携の下、社会総がかりでいじめ問題克服に取り組む。

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識に立ち、すべての児童が、安心して、明るく楽しい学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために、杉並区立和田小学校いじめ防止基本方針を策定する。

2 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第二条）

継続性がない行為、偶発的な行為、相手を特定していない行為、謝罪等によりすぐに解決した行為などでも、「心身の苦痛を感じさせた」行為は、全て「いじめ」に該当する。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童がいる場合、その児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級やクラブ活動の児童や塾やスポーツクラブ等、当該児童がかかわっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人間関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

けんかやふざけが合意であっても見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

<いじめの具体的な様態>

- ・冷やかしかからかい、悪口や陰口、脅し文句など、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

3 いじめ対策のための校内組織

- (1) いじめ防止等の対策のための校内組織「いじめ対策委員会」を設置し、毎月の生活指導の定例の後とふれあい月間に行う。構成員は、校長、副校長、生活指導主任、生活指導部員、養護教諭とする。(臨時の「いじめ対策委員会」では、このうちの校長、副校長、当該学年の教員等で行う場合もある。)必要に応じて、学年主任、担任、スクールカウンセラー、PTA、特別支援コーディネーター、学校運営協議会委員等を招集する。
- (2) 年3回の「ふれあい(いじめ防止強化)月間」に、校内のいじめの有無、対応について児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、検証し共有する。
- (3) いじめの疑いに係る情報があったときは、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的にこなうための中核としての役割を果たす。
 - ① いじめの相談、通報の窓口としての役割を果たす。
 - ② いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報を収集し、校務パソコンに記録、共有を行う。

4 いじめの未然防止

- (1) 「いじめは絶対に許されることではない」という意識を学校全体に醸成していく。
- (2) 各教科等の授業における規律正しい態度や、道德教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、いじめを行わない態度を養う。
- (3) セーフティー教室等を通して、インターネットによるいじめ防止のための啓発活動を行う。
- (4) 年3回以上、「いじめ総合対策【第3次】」に基づき、ふれあい月間に校内研修を行い、教職員の資質向上を図る。
- (5) 保護者会や、学校便り等を通じて、いじめの定義や、「学校いじめ基本方針」の内容を伝え、保護者・地域への周知を図る。
- (6) 年3回以上、「いじめ総合対策【第3次】」に基づき、ふれあい月間にいじめに関する授業を実施する。

(7) 配慮が必要な児童について

発達障害を含む、障害のある児童・生徒や海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童、新型コロナウイルス感染症に関わること、欠席している児童、震災により被災した児童、または、原子力発電所の事故により避難している児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。

5 いじめの早期発見

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」とともに、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装っておこなわれたりする等、気づきにくく判断しにくい形で行われることもあるという認識の上に立ち、アンテナを高くして児童を見守る。

(1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。

- ① 授業・休み時間等の日常生活での児童の様子を観察する。
- ② 服装、持ち物、身体の様子、掲示物、机の落書き等の点検をする。
- ③ 学級の児童に、1日に1回以上、個別に声をかける。
- ④ 様子に変化が感じられる児童には教師が積極的に声をかけ、相談できる環境を作る。

(2) 定期的なアンケート調査等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- ① 「ふれあい（いじめ防止強化）月間」（年3回）で実施されるいじめについてのアンケート調査による情報収集、実態把握。
- ② スクールカウンセラーとの情報共有。

(3) 教員間での情報の共有化

いじめに結び付きそうな児童同士の関係等について、小さなことでも話題にしたり、生活指導タ会等で報告したりして、情報交換、情報共有を図る。

(4) 管理職との連携

生活指導上、気になる情報を得た際には、すぐに管理職に報告し、必要に応じて関係する教職員と話し合う。

6 いじめへの迅速・適切な対応

発見、通報を受けた場合は、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

- (1) いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- (2) いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- (3) 学校いじめ対策委員会で、直ちに情報を共有化し、対応の方針を確認する。
- (4) いじめを受けた児童、いじめた児童、いじめを見ていた児童から話を聞き、事実確認を行う。
- (5) 教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童を指導する。
- (6) インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては、直ちに削除等の措置を行う。

- (7) 被害・加害の双方の保護者へ対して「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝え、支援や助言を行う。
- (8) 関係機関やスクールカウンセラーと連携しながら対応する。
- (9) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題としてとらえさせる取組や、いじめを起こさないためにどうするか考えさせる取組を行う。
- (10) 解消後も引き続き（少なくとも3か月間）注視し、再発防止に努める。

7 重大事態への対処

重大事態の基準

- ・生命、心身または財産に重大な被害が生じたとき。
- ・相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- (1) いじめられた児童の安全を確保する。
- (2) いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- (3) 関係機関や専門家等との相談・連携による対処を行う。
- (4) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察との連携による対処を行う。
- (5) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う、または教育委員会が行う調査に協力する。
- (6) 重大事態発生について教育委員会に報告する。
- (7) 報告された重大事態の調査結果についての教育委員会の調査（再調査）に協力する。
- (8) 重大事態の調査結果については、特段の支障がなければ保護者に公表する。

令和8年3月改定